

お問い合わせ先

担当者	市民活動推進室		担当: 岡田	
連絡先	077-528-2666		内線 18/317	
総合計画 位置付け	基本方針	基本政策	施策	取組の 方向性
	3	9	20	2

令和8年5月19日

滋賀弁護士会との災害時の法律相談等に関する協定締結について

大津市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合における法律相談等の連携協力に関して、滋賀弁護士会と大津市が協定を締結しますので、お知らせします。

1 協定締結式

日時 令和8年5月28日(木) 午前10時~午前10時30分

場所 大津市役所 本館2階 秘書課応接室

出席者 滋賀弁護士会 会長 遠藤 大輔(えんどう だいすけ)氏

滋賀弁護士会 災害復興支援委員会委員

植平 朋行(うえひら ともゆき)氏

中井 陽一(なかい よういち)氏

大津市長 佐藤 健司

大津市 市民部長 川島 英和(かわしま ひでかず)

大津市 危機管理監 中川 隆志(なかがわ たかし)

2 協定内容

(1) 目的

大津市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合において一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために、滋賀弁護士会と大津市が連携協力することを目的とします。

(2) 協力事項

- ①被災者に対する弁護士による法律相談
- ②被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- ③そのほか被災者の支援の必要な事項

3 その他

- ・滋賀県と滋賀弁護士会は、平成27年に大規模災害について同様の協定を締結されています。
- ・県内市町で滋賀弁護士会と協定を締結するのは大津市が初めてとなります。